

### 行政評価 内部評価と外部評価結果を踏まえた区の取組を公表

区が実施した内部評価と、29年11月に新宿区外部評価委員会から報告された外部評価の結果、区民の皆さんからの意見を踏まえ、今後の区の取組をまとめました。

行政管理課・区政情報センター(本庁舎1階)・特別出張所・区立図書館で閲覧できるほか、新宿区ホームページでご覧いただけます。また、区政情報センターで有償頒布しています。

【問合せ】行政管理課(本庁舎3階)☎(5273)4245へ。

### 中小企業の方へ 初めて参加する展示会等が対象

### 展示会等に出展する費用の一部を補助します

●30年度前期分を募集

【補助金額】補助対象経費の3分の2以内(限度額は▶国内開催…1件につき15万円、▶海外開催…1件につき20万円)

【申込み】所定の申請書等を4月2日(月)～9月28日(金)に産業振興課産業振興係(西新宿6―8―2、BIZ新宿4階)☎(3344)0701へお持ちください。予算金額に達し次第、受け付けを終了します。応募要項・申請書は同課で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。



### 快適なマンションライフのために ⑦

マンションの維持管理に関心を持っていただくため、マンションに関するコラムを連載でお届けしています。

【問合せ】住宅課居住支援係(本庁舎7階)☎(5273)3567へ。

#### ●マンション内の情報共有を大切に

管理規約と総会決議に基づき行われる管理組合運営において、決議事項の実施や遵守に関するトラブルを避けるには、マンション内の情報共有が大切です。

情報共有の方法は、掲示板や閲覧板などがあります。ほかに

も、国土交通省が公表している「マンション管理標準指針」では、情報共有の標準として「総会等決定事項に関する議事録等の戸別配布」を挙げています。

定期発行の情報誌等で広報を行うマンションもあります。自分のマンションに合わせた周知を実施してみてください。

### 徳行者の表彰

区では毎年、人命救助や模範となる善行のあった徳行者の方を表彰しています。今年度は次の13名・2団体を表彰しました。

【問合せ】秘書課秘書係(本庁舎3階)☎(3209)1111へ。

#### ◎人命救助

- 岩本博一さん・日高成巳さん…AED(自動体外式除細動器)を使用した応急救護活動の際、機転ある行動で活動に協力しました。
- 武田義和さん・橋本隆司さん…心肺蘇生法やAEDで救命活動を行いました。

ん…心肺蘇生法やAEDで救命活動を行いました。

#### ◎犯人逮捕協力

- 河野英二郎さん…ひったくり犯を追跡し、現行犯逮捕しました。

#### ◎社会奉仕活動

- 市村広造さん・北條國一さん…交通事故防止キャンペーンや交通安全啓蒙活動を継続して行っています。
- 須賀井憲子さん・畠山仁子さん・吉江淑子さん、ほか1名…地域で高齢者等の家事援助活動や見守り活動を継続して行っています。

●牛込ヤングミセスクラブ…自作の人形劇による交通安全啓蒙活動を継続して行っています。

●ボランティアサークル積木の会…障害者との交流を主としたボランティア活動を継続して行っています。

#### ◎青少年健全育成

- 塚田ひとみさん…青少年補導活動を継続して行なうなど、青少年の健全育成に尽力しています。
- 柳田誠一さん…登下校中の児童の見守り・声掛け活動を長年継続しています。

### 4月6日～15日 春の全国交通安全運動 やさしさが走るこの街この道路 子どもと高齢者の交通事故防止 ～事故にあわない、おこさない

【問合せ】交通対策課交通企画係(本庁舎7階)☎(5273)4265、牛込☎(3269)0110・新宿☎(3346)0110・戸塚☎(3207)0110・四谷☎(3357)0110の各警察署交通総務係へ。

#### 知っていますか?自転車の正しい乗り方

「自転車安全利用五則」を守りましょう。

#### ①自転車は車道が原則、歩道は例外

13歳未満の子ども・70歳以上の高齢者・体の不自由な方・車道や交通の状況からやむを得ない場合は、歩道を通行できます。

#### ②車道は左側を通行

③歩道を通行する場合は、歩行者優先。自転車は車道寄りを徐行

#### ④安全ルールを守る

- ▶飲酒運転・2人乗り・並進・傘差し運転
- ▶運転中の携帯電話使用等は禁止、▶夜間はライトを点灯、▶交差点では信号を守り、一時停止・安全確認を。

#### ⑤子どもはヘルメットを着用



### 自転車の保険に加入しましょう

自転車安全整備店で点検整備(有料)を受け、それを証明する「TSマーク」(右図・補償内容の異なる2種類があります)を自転車に貼ると、傷害保険・賠償責任保険に加入できます。また、損害保険会社が扱う火災保険や自動車保険等には「個人賠償責任保険」を特約として追加できます。詳しくは、各損害保険会社にお問い合わせください。



【問合せ】交通対策課交通企画係へ。

### 新エネ・省エネ機器でCO2削減にご協力を

### 新エネルギー・省エネルギー機器等の導入費用を助成します

区では、「低炭素な暮らしとまちづくり」の実現のため、CO2(二酸化炭素)の排出量を減らすことを目的とした新エネルギー・省エネルギー機器等の普及を積極的に進めています。

【対象】▶個人住宅への助成…区内在住(予定を含む)で、ご自身がお住まいの住宅に助成対象機器等を自ら使用する目的で設置または施工する方

▶集合住宅への助成…区内に集合住宅を所有する(予定を含む)中小企業者(個人事業者を含む)・管理組合等で、その住宅に太陽光発電システムを設置し、発電した電力を共用部に使用する方や、新たにLED照明機器を購入し共用部に設置する方

▶事業者への助成…区内の事業所(予定を含む)に太陽光発電システムを設置する中小企業者(個人事業者を含む)ほか

【助成要件】▶申込日以前に助成対象機器を設置・施工していない

- ▶設置する機器が未使用である
- ▶過去にこの助成制度に基づく同一機器の助成を受けていない
- ▶31年3月15日(金)までに完了報告書を提出できる

【助成機器の種類・助成金額】右表のとおり

【受付期間】4月16日(月)～31年2月28日(木)

【申込み】所定の申込書(パンフレットに折り込み)と必要書類を環境対策課環境計画係(本庁舎7階)☎(5273)3763へお持ちください。先着順で助成総額分まで受け付けます(同日に助成総額を超えた場合は抽選)。詳しくは、4月2日(月)から環境対策課・特別出張所・環境学習情報センター(西新宿2―11―4、新宿中央公園内)・新宿リサイクル活動センター(高田馬場4―10―2)・西早稲田リサイクル活動センター(西早稲田3―19―5)で配布するパンフレット、新宿区ホームページでもご案内しています。

| 助成対象機器等の種類  |            | 助成金額                    | 30年度の助成総額 |
|---|------------|-------------------------|-----------|
| 太陽光発電システム<br>(財)電気安全環境研究所または国際電気標準会議のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関の太陽電池モジュール認証を受けたものまたは同等のもの  | 住宅(個人・集合)用 | 出力1kW当たり10万円(上限30万円)    | 900万円     |
|   | 事業者用       | 出力1kW当たり10万円(上限80万円)    | 80万円      |
| 太陽熱給湯システム<br>(財)ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けた強制循環式ソーラーシステムまたは同等と認めるもの  |            | 本体価格の20%(上限10万円)        | 30万円      |
| 太陽熱温水器<br>(財)ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けた自然循環式太陽熱温水器または同等と認めるもの   |            | 本体価格の20%(上限10万円)        | 10万円      |
| CO2冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)<br>次のいずれかに該当するもの<br>●(財)日本冷凍空調工業会規格(JRA4050)に基づく年間給湯効率が3.1以上<br>●JIS基準(JISC9220)に基づく年間給湯保温効率が2.8以上<br>●JIS基準(JISC9220)に基づく年間給湯効率が2.9以上   |            | 10万円                    | 210万円     |
| 家庭用燃料電池(エネファーム)<br>1台当たりの発電能力が0.3kW～1.5kWで、貯湯容量20リットル以上で燃料電池ユニットの排熱を蓄えられ、JIS基準(JISC8823)に基づく総合効率がLHV基準(低位発熱量基準)で80%以上であるもの  |            | 10万円                    | 800万円     |
| 高反射率塗装(屋根または屋上)<br>JISK5675(屋根用高反射率塗料)適合品または日射反射率(全波長領域)が50%以上の塗料を使用しているもの  |            | 施工面積1㎡当たり2,000円(上限20万円) | 1,000万円   |
| 雨水利用設備<br>雨水タンクの容量が100リットル以上で、屋根に降った雨を雨どい等から取水するもの  |            | 本体価格の50%(上限2万円)         | 10万円      |
| 住宅向け断熱窓改修<br>次の全てに該当するもの<br>●既に設置してある窓の「外窓交換」「ガラス交換」「内窓設置」のいずれかである<br>●1居室単位の施工<br>●改修後熱貫流率が4.65W/㎡・K以下に改善される   |            | 施工経費の25%(上限10万円)        | 200万円     |
| 集合住宅共用部LED<br>次の全てに該当するもの<br>●照明器具の取り付け方が「つり下げ形」「じか付け形」「埋め込み形」「壁付け形」のいずれかである(卓上スタンド、その他のコンセント設備を使用するものは除く)<br>●既設照明器具からLED照明器具への交換工事を行う(LED照明器具からLED照明器具への交換、既設照明器具へのLEDランプの装着、既設照明器具の一部を改造する工事は対象外)<br>●直管型LED照明器具の場合は、日本照明工業会規格(JEL規格)においてJEL801、JEL802、JEL803規格に対応している |            | 施工経費の50%(上限30万円)        | 300万円     |